

U15 カテゴリー登録運用細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下、「JBA」という)基本規程の第3章 所属

属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U15 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム区分の定義) 第2条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程の第3章 所属団体、第2節 加盟チームに定める、

加盟種別がU15(以下、「U15 カテゴリー」という)のチームとし、チーム区分の定義は以下の通りとする。

1. 「中学校」チームとは中学校単位で構成されたチーム(中学生体育連盟加盟チーム)とする。
2. 「B ユース」チームとはB リーグに承認されたチームとする。3. 「クラブ」チームとは11歳以上15歳以下で構成されたチームとする。

(対象競技者) 第3条 この細則の対象となる競技者は、登録該当年度の4月1日の時点で15歳未満の者とする。

(登録の条件) 第4条 U15 カテゴリーのチームの登録に関する条件は以下の通りとする。

1. 「中学校」チームは中学校に所属していること。なお、合同チームについては中学生体育連盟の規程による。
2. 「B ユース」チームはB リーグが定める登録基準をすべて満たしていること。3. 「クラブ」チームはJBAが定めるU18/U15クラブチーム登録に関するレギュレーションに基づいた構成であること。
4. 「B ユース」チームおよび「クラブ」チームにおいて12歳以下の競技者は1チームの上限を2名までとする。5.2018年度から2020年度までの3年間に限り、「B ユース」チームに所属する競技者は「中学校」チーム
または「クラブ」チームへの複数所属を可とする。

(雑則) 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

(附則) この細則は、2019年3月6日より施行する。

2019/3/1

U15 カテゴリー移籍運用細則

(目的) 第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下、「JBA」という)基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U15 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム・対象競技者) 第2条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U15 カテゴリー登録運用細則第2条および第3条に定め

るチームおよび競技者とする。

(移籍の定義) 第3条 U15 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。

1.U15 カテゴリーのチームに登録している競技者が異なる U15 カテゴリーのチームに移籍する場合、ならびに U12 カテゴリーのチームに登録している競技者が U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。 2.U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の4月1日時点で10歳以上12歳未満の競技者が

U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、U12 カテゴリー移籍運用細則を適用する。

(移籍の回数) 第4条 U15 カテゴリーにおける移籍の回数は、当該年度内、原則1回までとする。

(移籍の承認) 第5条 U15 カテゴリーにおける移籍の承認は、次の通りとする。

1.移籍の承認は移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長が行う。 2.競技会委員長がU15 カテゴリーのチーム及び競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍

の承認を行う者を定め、JBA U15 カテゴリー部会事務局に報告する。

(移籍の申請) 第6条 移籍の申請は、次の通りとする。

1.移籍を申請する者は「移籍申請書」に必要事項を記入し、移籍元チームの所属する都道府県協会事務局

局に提出することをもって申請を行う。2.都道府県協会は、移籍の申請を受理してから原則 14 日以内に移籍の可否を申請者に通知する。3.移籍先チームが、移籍元チームの所属する都道府県以外の場合、登録の可否は当該都道府県協会の U15 カテゴリー一部会間で情報共有の上、移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長または 都道府県協会が定めた者が判断する。

(雑則) 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー一部会を経て部会長が行う。

(附則) この細則は、2019 年 3 月 6 日より施行する。

2019/3/1